



奈良県宇陀市、又兵衛桜 写真撮影：小林

INDEX

- ◆ 税理士三瀬のコラム～古典に学び、古典を活用する～
- ◆ 事業再構築補助金の公募が始まっています
- ◆ 中谷税理士登録ご挨拶 & 南谷からのひとこと
- ◆ 新人紹介 & 新事務所開設のご案内

『古典に学び、古典を活用する』



経営学の理論に「タイムマシン経営」という言葉があります。「未来」を実現している国や地域で芽生えている技術や経営手法を自社に持ち込む考え方です。そして、もう一つ、「タイムマシン経営」といわれる所以は、「過去」に遡って自社の経営を見直します。

今回は過去に遡って、明治時代、近代日本を設計した二人の実業家を紹介します。一人は言わずと知れた渋沢栄一。今年のNHK大河ドラマの主人公です。彼が設立に関わった会社は約 470 社、それ以外に 500 社以上の慈善事業にも関わり、「日本資本主義の父」とも呼ばれています。もう一人は、横浜を作った男、「ハマの恩人」ごと高島嘉右衛門です。当時の横浜駅の辺りはまだ入江でした。鉄道路線を敷設するにあたって、ショートカットするように入江の一部を埋め立て、東京（新橋）から最短距離で横浜と結びました。その工事を請け負ったのが高島嘉右衛門です。他にも、異人館や外国公館の建設、旅館の経営、学校の設立、さらにガス、水道、電気、下水道整備といった公益的な事業も携わっています。

この二人は、日本の産業の礎を築く上で、非常に大切にしている東洋思想があります。渋沢栄一は、孔子の「論語」の教えを実業の世界に埋め込むことによって、資本主義の制度を設計しました。高島嘉右衛門は、ご存じの通り「易経」の吉凶を活用して、事業を生み、発展させました。「当たるも八卦、当たらずも八卦」と卦を立てるわけですが、脅威的中率であったそうです。占いを信用する信用しないかは、人それぞれです。ただ、実績として、易学を活用しながら、実業家として大成したことは事実です。さらに、彼はその易経そのものが単なる占いだけでなく、人生や経営の王道であることを如実に示しています。占いの書として敬遠するには非常にもったない。

易経は論語より以前に書かれた書物です。さらに興味深いのが、易経の成り立ちです。易経はまず、伝説の伏羲（ふっき）が八卦と 64 卦を作り、その周の文王が卦辞（かじ）を書き、そして孔子が完成させたと言われています。孔子は論語の中で、次のような言葉を残しています。「子曰く、我に数年を加し、五十にして以て易を学ばしめば、以て大過なるべし」と、易が人生を大過なく過ごすための指針であると説いています。

また、易のエッセンスの一つに次の言葉があります。「易極まればすなわち変じ、変ずればすなわち通じ、通ずればすなわち久し」。すべての物事は究極に達したときに変化する。変化すれば通じていく。そして通じることで物事は恒久的に変通を繰り返し循環していく。つまり、易の教えは、物事の変化の在り方を示しているのです。

昨今、パンデミック（疫病の世界的流行）のような大きな外的ショックに直面し、企業の地力が鮮明になっています。易はどのような環境になってもその解決方法を教えてくれます。人生には良い時も悪い時もありますが、「極まれば変ず」で、順境も逆境もずっと続くわけではなく必ず変化していきます。今が順風満帆であったとしても、必ず陰に転じる時が来ます。また今、苦境に陥って、業績悪化の時も必ずまた陽に転じて春がきます。

陰陽は、互いに対立し、反発しながらも、助け合い、補い合って、交ざり合おうとして新たな変更を起こします。易の卦で最も喜ばれるのが“地天泰”です。地天泰では、常に天地が交ざり合って、変化を起こすことが尊ばれます。

新型コロナウイルスの流行は、人類の共通の体験として生活スタイルや考え方を根本的に変化させるかもしれません。それが良い変化であれ、悪い変化であれ、変化こそが成長の糧であると易は教えてくれます。

こんな時代だからこそ、偉大な二人の実業家が大切にした論語や易経を手にとってみてはいかがでしょうか。入門書として「横浜をつくった男～易聖 高島嘉右衛門の生涯～」高木彬光（著）光文社文庫の小説はお勧めですよ。

事業再構築補助金の公募が開始されています。

平素は大変お世話になり誠に有難うございます。

大型補助金である「事業再構築補助金」についていよいよ4月16日より電子申請が受付となり、また非常に多くのお問い合わせを頂戴しております。

弊社が認定支援機関としてサポートさせていただく際は、この補助金の趣旨を盛り込んだ**事業計画書のひな型を Word 形式**でご提供させていただきます。ひな型に従って作成をしていただければ審査項目にも対応した申請書ができますので、ご活用頂ければと思います。**申請キット**として担当者から送付させていただきます。申請書の中には財務分析や収支計画も盛り込む必要がありますので、事業計画と数値の整合性を重点的にサポートさせて頂く予定です。

今回の第一回公募（今年度中にあと4回程度の公募が予定されています）における主眼は「新規事業への取り組みを応援する」ことありきではなく、**まず「コロナ禍からの回復を応援する」**意図があって、その上で新規事業への補助が設けられているという背景に留意が必要かと思えます。

したがって、事業計画書の作成にあたっては「**新規事業の見通しの明るさ（新規事業で勝てる理由）**」だけではなく、「**現状ビジネスモデルでの見通しの不透明さ（今のままではいけない理由）**」も盛り込む必要があると考えており、その流れでひな型も作成しております。

そして、補助金が実際に支払われるのは来年になると思いますが、そこからさらに5年間は毎年、事業報告が必要であり、その間に補助金で取得した設備を処分（目的外の使用、譲渡、貸付等）した場合には補助金返還措置も設けられています。ただでさえ難しい新規事業ですので、入念な計画書作成が求められます。

とはいえ、これまでの大型補助金の代表格であった「ものづくり補助金」においては、「事業の革新性」が重要であり、例えば経営革新計画の認定があれば加点評価されていましたが、今回の事業再構築補助金においてはそういった加点要素ではなく（緊急事態宣言に伴う影響があった場合のみ加点）、ビジネスモデルはあくまで事業者自身にとっての**新規性が重要視**されています。

採択予定社数が55,000件、最低でも1年間は存在することとなる大型補助金ですので、並行する「ものづくり補助金」「IT導入補助金」とともに活用検討を継続し、お客様にとって真にメリットのある事業計画書を共に作成していければと考えております。

代表社員税理士 松尾 潤



申請キットに関する解説動画を公開しております。制度趣旨を考えて申請書を作る時のポイントになるだろうという内容も盛り込んでおります。申請の際のご参考にご覧ください。

 YouTube



中谷 尊行、税理士登録のお知らせ



税理士中谷からのご挨拶

令和3年4月1日に税理士証票伝達式を経て無事税理士登録が完了しました。これもひとえに応援を頂いた顧問先の皆様のおかげであると感じております。この場を借りて改めてお礼申し上げます。

さて、税理士法では第一条の中でこのように定めがあります。

「税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。」

このように税理士法では納税義務者側でも課税庁側でもなく租税に基づいた立場を税理士に求めています。

もちろん私も税理士となった以上大原則である税理士法を順守し責務を全うします。

しかしながら私はその上で心は納税義務者の側に立ち様々な悩みを共に共有し解決し成長をしていけるような税理士でありたいと願っております。まだまだ至らない点多々ありますが今後ともどうぞよろしくお願い致します。



所属税理士 中谷 尊行

代表社員税理士 南谷からのひとこと

~~今年も税理士が増えました~~

はや桜の時期も過ぎ、めっきり春めいてきた今日この頃皆様におかれましてはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

久々にこの紙面への原稿の依頼をいただきましたあ。依頼内容を聞いて即「書かせていただきます。」と返事。というのもこの度、昨年の山田に続き弊社の社員である中谷尊行君が晴れて税理士登録をすることができたのです。私も、新しい資格者を迎えることができ本当にうれしく思います。

思えば、私を含め現在在籍する士業の全員が既に試験合格後に入社しており、我が税理士法人あおばに在籍しながら試験に合格し資格の登録を成し遂げたのは彼が第1号となります。

人の目を気にすることの多い若手の中で、お昼休憩など少しの時間を利用して理論を覚え、業務終了後にミーティングルームに残り自習をするなど、病的にさえ見えた試験勉強に打ち込む彼の姿は、ここに至り目標をしっかりと見据えたうえでのブレない覚悟であったのだと他の職員にも期待と希望を与えたものと確信しております。弊社には2~4科目の科目合格者がまだ数名います。是非とも中谷君に続いてほしいと願っております。

しかしまだまだ、登録したとはいえ税理士としては知識も経験も乏しく、一人前に業務をするにはこれからさらに多くのことを学ばなければなりません。皆様の更なるご指導ご鞭撻を賜りますことをお願い申し上げます。

代表社員税理士 南谷 正仁



新社員のご紹介！！



よろしくお願いいたします。



皆様、はじめまして。この度、税理士法人あおばに入社いたしました村田有輝と申します。高校を卒業後すぐに税理士を目指すべく専門学校に通い、卒業後 昨年 2020 年 10 月から税理士法人あおばで勤務させていただいております。



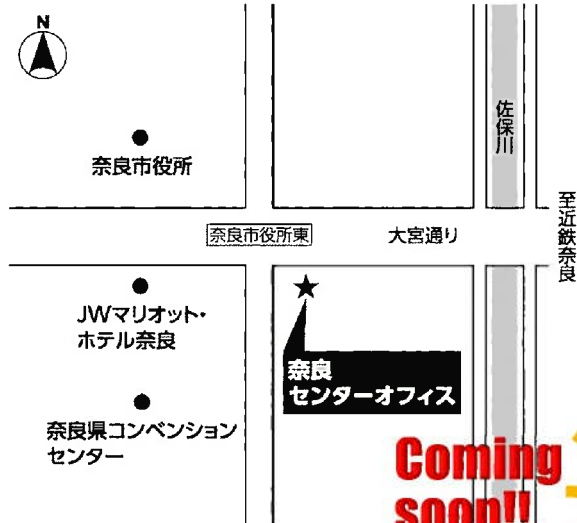
小学生の頃からサッカーが好きで、高校卒業までの9年間続けて参りました。今でも休日にやっており、体力には自信があります。また、サッカーを通して相手の気持ちを考えるということを学びました。

まだまだ分からないことばかりで不安ではありますが、一日でも早くお客様の助力になれるように頑張りたいと思いますので宜しくお願い致します。

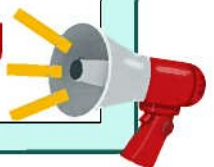
むらた ゆうき
村田 有輝

奈良センターオフィス 開設に向けて工事中です

この度弊社では、より地域に密着した事業展開に取り組むため、「奈良センターオフィス」として奈良市に新オフィスを開設することとなりました。具体的な開設・営業開始の折には別途ご挨拶申し上げますが、今回はその設置予定地をお知らせいたします。



Coming soon!!



税理士法人 あおば 発行責任者 南 谷 正 仁
本 店 〒632-0071 天理市田井庄町 528
TEL 0743-63-2361 FAX 0743-63-6223
大阪事務所 〒550-0012 大阪市西区立売堀 1-1-1 立売堀 1 番館 4 階
TEL 06-6541-6790 FAX 06-6541-6789
URL <http://www.aoba-atm.com> E-mail info@aoba-atm.com

